

議事の経過・会議記録の概要

会議名：第9回 河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会

日時：平成26年2月7日（金曜日）13：00～16：45

場所：河内長野市役所 7階 行政委員会室

出席者：＜委員会委員＞ 新倉委員長、中村副委員長、井川委員

＜聴取対象者＞ ① 生活保護電算システム会社の社員（4名）
（市側立会人：井上生活福祉課長、西野生活福祉課主査）

② 生活保護業務の経理担当

＜事務局＞ 小西総務課長、吉川総務課主査

1 関係者聴取について

① 生活保護所管課が生活保護業務に使用している生活保護電算システムの会社社員（生活保護システムの担当者等を含む4名）に会議への出席を求めて聴取を行った。また、生活保護電算システム会社の社員の聴取に際しては、委員長からの指示で、生活福祉課職員が立ち会って、聴取が行われた。

② 上記聴取後、生活保護業務の経理担当の職員に会議への出席を求めて聴取を行った。なお、関係者聴取を行うに当たり、委員長から聴取を受ける経理担当の職員が自由に発言できる環境に配慮するようとの指示が事務局にあったことから、事務局職員の出席も最小限とし、生活福祉課の職員も立ち会わせずに行った。

2 主な質疑内容

① 生活保護電算システム会社に対する聴取内容

(1) 委員から生活保護所管課が生活保護業務に使用している生活保護電算システム会社の社員（生活保護システムの担当者等の4名）に対して、生活保護システムの文書作成機能、生活保護費の計算機能、決裁機能、統計機能、記録保存・検索機能について生活保護システムの操作等を行いながら各機能の確認や、別に運用する財務会計システムとの連携の可能性、職員による不正や過誤を防止する機能強化の取り組みや機能強化の可能性等について聴取が行われた。

(2) 委員からの質問に対し生活保護電算システム会社の社員らは、主に次のような回答を行った。

- ・河内長野市ではシステムの決裁機能を使用しており、システム上で決裁を行わないと生活保護費の支払い情報や振込みのフロッピーなどを作成することはできない。システム上は、決裁の権限を持っている者が決裁という処理をすることによって、支払い処理の方にデータが流れていくこと。
- ・システム上の決裁を行わなければ支給明細書を作成することができないが、保護決定調書はシステム上で決裁を行わなくても出力をすることができること。
- ・システム上の決裁が行われた後も各ケースワーカーが訂正入力が可能となるが、訂正内容を反映させるためには、改めて訂正内容についてシステム上の決裁が行われないと反映されない。ただし、システム管理者としての権限を付与されている者は、システム上の決裁後のデータ内容を直接訂正することは可能である。この場合、通常、システム上の決裁を行わないと出力できない支給明細書も出力することが可能であること。
- ・システム上に経理状況登録という機能があり、その機能で締め処

理後には、誰の分をいつ幾ら支払ったというのが確認できる形になっている。締め処理後の入力であるので、実際に支払った実績ではないこと。

- ・現在、経理担当がエクセルで作成している追給整理簿などについて、システムの開発をすることは可能であること。
- ・システム上は、ケース記録の作成機能があるが、河内長野市においては、使用されていない。返還金を管理する機能（ライブラリー機能）については、河内長野市においては導入されていないこと。
- ・各担当のパスワードについては、システム管理者も確認できないようになっていること。システム管理者は各担当のパスワードを変更してシステムに入ることができるが、そのようにすれば、各担当が次回にログインした際に、パスワードが変更されていてシステムに入れないので発覚すること。
- ・現在使用されているシステム（バージョンアップ後）については、アクセス履歴が記録されるようになっているが、従前のシステムについては、アクセス履歴は記録されないこと。
- ・システムにおいて廃止決定後のケースでも、葬祭扶助などの一時扶助はあり得るので、システム上の制限はかかっていないこと。
- ・高槻市では不正事案を受けて、システムの決裁者を2名置いており、二重でチェックをしないと決裁がおらないというような取り組みをされていること。
- ・システム業者としては、現在、まだ案の段階ではあるが、支給決定などの決定内容の変更や削除履歴を残し、管理者権限であっても履歴を編集できないような機能や、高額の支給決定をする場合

にはエラー確認のチェックやその履歴を残す機能などを検討していること。また、完全な個別対応にはなるが、財務会計システムとの突合も可能であること。

② 生活保護業務の経理担当に対する聴取内容

(1) 委員から前に聴取をした生活保護業務の経理担当の職員に対し、改めて確認が行われた。

(2) 生活保護業務の経理担当の職員に確認が行われた主な事項

- ・ 国、大阪府に対する報告書はシステム上出力されるのではなく、システム内のデータを改めて経理担当が様式に入力していること。
- ・ 新システムへの更新時に、システム上支給決定の決裁がされていない未決裁一覧が出るようになり、過去のエラーが発見されたこと。

3 次回の河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会について

次回の河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会は、委員長から元査察指導員兼主幹及び現査察指導員兼主幹を聴取したい旨の発言があり、次回の関係者聴取に関しても非公開で行うことについて、委員長が委員に諮って決定された。また、委員長から、聴取を受ける関係者が自由に発言できる環境に配慮するようにとの指示があった。

以 上